

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられる一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に直面している。

このような中、水源林等公益森林の整備に対しては、今後、国等の公的機関の役割がますます重要となっており、また、山村については、昨今、過疎化・高齢化が進み、その活力が低下する中で、林業生産活動の活性化を通じてその再生を図ることが、地域政策上極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧独立行政法人緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月）」に基づき平成19年度末で解散し、水源林造成事業等は独立行政法人森林総合研究所に継承される等の措置が講じられたところである。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林を整備し、さらには、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与できるような取り組みが求められているところである。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 森林吸収源対策を着実に推進するため、環境税等税制上の措置を含めた安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出を図ること。

- 2 緑の雇用対策等森林・林業担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備・機械化の推進等による効率的・安定的な木材供給体制を確保し、さらには木材のバイオマス利用の促進等により、間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興を図ること。
- 3 水源林造成事業を含めた、公的森林整備を計画的に推進するための組織体制を確保し、施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与による森林整備制度を創設すること。
- 4 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、国による管理運営体制を堅持し、地域における森林・林業の担い手育成と地域活性化に寄与すること。
- 5 経過措置として独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターで行っている事業等について
 - (1) 水源林造成事業は、水源の涵養はもとより、地球温暖化防止その他森林の有する公益的機能の発揮を図る重要な事業であり、その拡充を図ること。
 - (2) 山村の過疎化による森林整備のおくれに対しては、路網を含めた森林整備や山村対策を図ること。
 - (3) 森林農地整備センターで働く職員の技術を生かすため、国みずから新たな専門の公的機関を設置すること。
 - (4) 幹線林道については、補助事業の円滑な実施が確保されるよう、継続的に地方財政措置等の対応を図るとともに、技術支援についても検

討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月30日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	福	田	康	夫	様
総務大臣	増	田	寛	也	様
財務大臣	額	賀	福	志郎	様
農林水産大臣	若	林	正	俊	様
環境大臣	鴨	下	一	郎	様
衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様